

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 1号 | 平成25年度習志野市一般会計予算 |
| 議案第 2号 | 平成25年度習志野市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 3号 | 平成25年度習志野市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 4号 | 平成25年度習志野市介護保険特別会計予算 |
| 議案第 5号 | 平成25年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 6号 | 平成25年度習志野市ガス事業会計予算 |
| 議案第 7号 | 平成25年度習志野市水道事業会計予算 |
| 議案第 8号 | 平成24年度習志野市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第 9号 | 平成24年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第10号 | 平成24年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |

議案第11号 習志野市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

東日本大震災からの復興事業を実施するために創設された「東日本大震災復興特別区域法」に基づき交付される復興交付金を管理するに当たり、新たに「習志野市東日本大震災復興交付金基金」を設置するものです。

この基金は、東日本大震災復興交付金制度に基づく事業に要する財源に充てることとします。

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第12号 習志野市小規模水道条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（通称「地域主権一括法」）の制定により、水道法が改正され、専用水道等の権限が県から市に移譲されることとなります。

これに伴い、現在は水道法の適用を受けない小規模な水道について、千葉県が「千葉県小規模水道条例」を定め衛生管理を規定しておりますが、この実施主体が県から市に移譲されることとなりました。

このことから、「千葉県小規模水道条例」で規定していた本市の区域内の小規模な水道の衛生管理について、これまでと同様に行うため、従来の県条例と同様の条例を新たに制定するものです。

《概要》

規制対象	水道法が適用されない小規模な水道施設のうち、50人以上の者に水を供給する施設及び設置者を対象とします。
水質基準 施設基準	小規模水道により供給される水及びその施設について、水質基準、施設基準を定めます。
工事着手前 の確認	小規模専用水道の工事をしようとする者は、工事着手前に、条例で定める施設基準に適合することについて、市長の確認を受けなければなりません。
給水開始前 の届出、検査	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとする前にその旨及び水質検査の結果を市長に届け出なければなりません。 ・上記の届出後、市が行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはなりません。
水質検査 衛生上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模専用水道の設置者は、水質検査を行わなければなりません。 ・小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければなりません。
改善の指示 給水停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、小規模水道の施設及び管理が条例に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、小規模水道の設置者に対して改善を指示することができます。 ・上記の指示に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、給水停止を命ずることができます。
罰則規定	条例違反や条例に基づく命令等に違反した場合、10万円以下又は3万円以下の罰金・科料を徴収する罰則規定を設けます。

（施行期日）

平成25年4月1日から施行します。

議案第13号 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、市の新型インフルエンザ等対策本部に係る事項については条例で定めると規定されたことから、新たに条例を制定するものです。

《概要》

組織	<p>新型インフルエンザ等対策本部の組織は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長 ・ 副本部長 ・ 本部員 ・ その他市の職員から市長が任命した必要な職員
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて会議を招集します。 ・ 国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、その出席者に対して意見を求めることができます。
部	<p>本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができます。</p>

(施行期日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行します。

議案第14号 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の制定について

特定建築行為に関する手続その他必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び形成に資することを目的に制定するものです。

また、この条例の制定に伴い、現行の関係条例を廃止します。

《概要》

特定建築行為 (対象建築物)	<p>本条例の対象とする「特定建築行為」は、次の建物の建築又は用途変更とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建物 ・第1種、第2種低層住居専用地域内の軒高7mを超える建物又は3階建て以上の建物（自己居住を除きます。） ・共同住宅、長屋又は寄宿舍（20戸以上の建物） ・風俗営業の用に供する建物（商業地域内を除きます。） （例 パチンコ店、ゲームセンター等） ・興行場の用に供する建物 （例 映画館、ライブハウス等） ・旅館業法に規定するホテル、旅館等 ・葬儀場 ・神社、寺院、教会等の建物（新築及び用途変更に限ります。）
特定建築行為 に係る手続	<p>特定建築行為について、次の手続を事業者等に義務付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地周囲の近隣住民への説明 次に掲げる近隣住民への説明を行い、その報告書を市長に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・計画敷地から50mの範囲内の土地・建物の所有者、占有者 ・日影の生じる範囲内の土地・建物の所有者、占有者 ・公開標識の設置及び設置報告書の提出 ・工事着手届、完了届の提出
許認可等申請 工事着手 の手続規制	<p>特定建築行為については、この条例の手続を経てからでなければ、次の行為ができないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等による許認可等が必要な特定建築行為 →公開標識の設置報告書を提出した日から30日経過し、かつ、近隣住民への説明の報告書を提出するまで許認可等の申請不可 ・建築基準法等による許認可等が不要な特定建築行為 →公開標識の設置報告書を提出するまで工事の着手不可
あっせん 調停	<p>特定建築行為に際し、当事者間での解決が困難な状況となった場合に、相対立する当事者に話し合いの機会を与え紛争の解決を図るために、あっせん・調停の制度を設けます。</p>
勧告・命令・ 公表	<p>本条例による手続を履行しない事業者等やあっせん・調停による合意事項を履行しない事業者等に対し、実効性を高めるために勧告・命令・公表制度を設けます。</p>
廃止する 条例	<p>本条例の制定に伴い、次の条例を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例 ・習志野市旅館営業の規制に関する条例 ・習志野市風俗営業等の規制に関する条例

（施行期日）

平成25年5月1日から施行します。

議案第15号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定による社会福祉法の改正に伴い、これまで都道府県で行われていた社会福祉法人の監査に関する権限が市に移譲されることとなります。

このため、本市が行う社会福祉法人の監査について、会計の専門知識を有する「会計監査員」の職を新たに非常勤特別職として設けるに当たり、その報酬等を定めるため、改正するものです。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第16号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、地方自治法が改正され、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が追加されたため、条例で規定するものです。

この手当は、新型インフルエンザ等の緊急事態措置のため他の自治体等から本市に派遣された職員が、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する場合に支給します。

(施行期日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行します。

議案第17号 習志野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

国が、退職給付における官民較差解消を図るため国家公務員退職手当法を改正し、平成25年1月1日に施行したことを受け、本市における退職手当について、官民の支給水準の均衡を図るために条例に設けられている「調整率」を、国に準じ次のように段階的に引き下げます。

改正後は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用します。

< 退職日 >	< 調整率 >
現 行	104/100
平成25年4月1日以降 平成26年3月31日まで	98/100
平成26年4月1日以降 平成27年3月31日まで	92/100
平成27年4月1日以降	87/100

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第18号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務が本市の事務として追加されました。

このことから、当該事務に係る手数料を徴収する規定を新たに設けるため、改正するものです。

手数料の額

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（1件につき）

(1) 登録住宅性能評価機関等による認定を受けている場合

ア 一戸建の住宅	5,000円
イ 共同住宅、長屋等（以下「共同住宅等」といいます。）の住戸部分	
（1戸の場合）	5,000円
（5戸以下の場合）	10,000円
（10戸以下の場合）	17,000円
ウ 共同住宅等の共用部分	9,900円
エ 非住宅の部分（300㎡以内の場合）	10,000円
（2000㎡以内の場合）	28,000円

(2) 登録住宅性能評価機関等による認定を受けていない場合

ア 一戸建の住宅	36,000円
イ 共同住宅等の住戸部分（1戸の場合）	36,000円
（5戸以下の場合）	73,000円
（10戸以下の場合）	102,000円
ウ 共同住宅等の共用部分	115,000円
エ 非住宅の部分（300㎡以内の場合）	255,000円
（2000㎡以内の場合）	407,000円

※ 共同住宅等の場合は、①住戸のみ、②建築物全体（住戸を除く。）、③建築物全体の3種類の申請方法があり、手数料は以下のとおりとします。

① ⇒ 住戸部分の手数料

② 及び ③ ⇒ 住戸部分の手数料 + 共用部分の手数料

※ 共同住宅等で非住宅の部分を含む場合（複合建築物）は、共同住宅等の申請手数料に非住宅の部分の申請手数料を加算します。

2 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（1件につき）

1の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額

（施行期日）

平成25年4月1日から施行します。

議案第19号 習志野市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が施行されます。

この法律の施行に伴い、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に変更されること等から、所要の文言、引用条文の改正を行います。

改正条例は、次のとおりです。

- ・習志野市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例
- ・習志野市使用料条例
- ・習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- ・習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・習志野市立デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例
- ・習志野市東部保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・習志野市都市公園設置及び管理に関する条例
- ・習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（施行期日）

整備法の施行の日に合わせて施行します。

議案第20号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び習志野市交通安全推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次に掲げる審議会の構成委員のうち、「市議会議員」を条例から除く改正をするものです。

- （1）習志野市地区計画建築審議会
- （2）習志野市交通安全推進審議会

（施行期日）

平成25年5月1日から施行します。

議案第21号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市香澄在住の男性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅香澄団地及び駐車場を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第22号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市鷺沼台在住の女性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅鷺沼台団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第23号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

愛知県安城市二本木新町在住の男性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅東習志野団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、私物を残したまま「習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例」に規定する退去手続を経ずに無断で退去したことから、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第24号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

船橋市新高根在住の男性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅鷺沼台団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、私物を残したまま「習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例」に規定する退去手続を経ずに無断で退去したことから、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第25号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市鷺沼在住の男性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅香澄団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

市営住宅の入居者であった者が死亡し、相続人である相手方に対し、再三にわたり市営住宅の明渡しを求めたが、これに応じないため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります矢崎 勝彦（やざき かつひこ）氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦
氏 名 矢崎 勝彦
生年月日 昭和13年12月12日
任 期 3年

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります立本 英機（たつもと ひでき）氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市藤崎
氏 名 立本 英機
生年月日 昭和17年 5月31日
任 期 3年

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります原田 美智子（はらだ みちこ）氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市大久保
氏 名 原田 美智子
生年月日 昭和34年11月 9日
任 期 3年

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります池 美恵子（いけ みえこ）氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市津田沼
氏 名 伊藤 義文（いとう よしふみ）
生年月日 昭和46年 9月12日
任 期 3年

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本市の人権擁護委員の定数が平成25年1月1日をもって1名増員となったことから、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 福田 佐知子（ふくだ さちこ）
生年月日 昭和37年 7月15日
任 期 3年

議案第31号 工事請負契約の締結について（（仮称）袖ヶ浦こども園園舎建設工事（建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 (仮称) 袖ヶ浦こども園園舎建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 567,000,000円
- 4 契約の相手方 習志野市実籾5丁目4番9号
杉山建設工業株式会社
代表取締役 杉山 芳夫
- 5 工事場所 習志野市袖ヶ浦2丁目5番3号
- 6 工事期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
- 7 工事概要 建物構造 鉄骨コンクリート造、一部鉄骨造
建物階数 地上3階
建築面積 1,264.72㎡
延床面積 3,097.63㎡

議案第32号 市道の路線認定及び廃止について

今回、認定する路線は1路線、廃止する路線は1路線です。

1 認定 1路線

認定理由	路線名
開発行為に伴うもの	藤崎7丁目 07-159号線

2 廃止 1路線

廃止理由	路線名
隣接地との一体利用のため	谷津1丁目 01-109号線